

被災者救援と被災地復興支援を、政府は全力で対応を、大企業は社会的責任を

やったぞ！『労働者性』裁判で勝利判決！

実態は「労働者」、会社の不当労働行為を最高裁が認定 —— 建交労 I N A X メンテナンス近畿分会争議

住宅設備機器メーカー I N A X 製品の修理業務を請け負うカスタマーエンジニア（CE）が結成した、建交労大阪府本部・I N A X メンテナンス近畿分会との団体交渉拒否事件をめぐる、最高裁は4月12日、CEが労働組合法上の労働者であるとした上で、団交拒否は不当労働行為に当たるとの判決を下しました。



大阪府労働委員会・中央労働委員会に続き、東京地方裁判所でも「労働者」と認められながら、東京高等裁判所は契約形式をもとに労働者性を否定する不当判決を出していました。

この最高裁判決は、就労実態を詳細に検討し、CEが(1)不可欠な労働力として組織に組み込まれていた、(2) 契約内容が一方的に決められていた、(3) 報酬は労務提供の対価性を持っていた、(4) 仕事の諾否の自由が実質的になかった、(5) 仕事の場所や時間が拘束されていた——などとして、「労組法上の労働者に当たる」と判断して高裁判決を破棄し、会社の控訴を棄却しました。労働実態から見て、個人事業主でも「労働組合法上の労働者」と認めた極めて重要な判決であり、JMIUピクチャーアフターサービス分会争議はもちろん、業務委託契約などではたらく「名ばかり個人事業主」の処遇改善・容器勇実現への道につながるものです。

最高裁勝利

建設交通一般労働組合



同日午後8時から、建交労会館で行われた勝利判決報告集会には54人が参加。組合結成から6年間のたたかいと、支援の広がりをつまみながら、「ここからたたかいはスタート」と再確認しました。

今後、会社に団体交渉に誠実に応じるよう求め、職場ではこの勝利判決を広く知らせながら、組織拡大をすすめ、契約・労働条件の改善をめざす、新たなたたかいは「スタート」します。

合唱団員の労働者性認める／音楽家ユニオン新国立劇場

新国立劇場で出演契約を打ち切られた合唱団員の八重樫節子さんが、運営財団に団体交渉を拒否された問題で、最高裁は4月12日、労働組合法上の労働者性を認めなかった高裁判決を破棄し、労働者に当たるとの判決を下しました。団交拒否の不当労働行為は、東京高裁に審理差し戻しとなっています。

“春闘スローガン” **すべての労働者の賃上げ・雇用確保を 実現しよう 内需主導の景気回復**

※各単産・地域での支援活動や春闘でのとくみをお知らせください！！メールかFAXで大阪労連へお送り下さい！！